

米国最高裁がパロディーをフェアユースと判断

- プリティー・ウーマン事件 -

- Luther R. Campbell, et al. v. Acuff-Rose Music, Inc. -
(No. 92-1292 S.Ct., slip opinion)

米国最高裁は、1994年3月7日、ロック・バラード「Oh, Pretty Woman」のラップ版パロディーにつき、全員一致で高裁判決を覆し、フェアユースの適用を認めた。本件はプログラムに関する判例ではないが、まず、米国最高裁の著作権法に関する基本的考え方を知るうえで重要である。(電話帳に関するフェイスト判決は、プログラムに関する下級審判決に大きな影響を与えた。)次に、リバース・エンジニアリングの関係等でフェアユースのとらえ方はプログラム等にも直接関連をもつ。(本判決でもセガ対アコレド判決が引用されている。)さらには、マルチメディア時代に先行作の利用、改変がどのような条件で許容されるか、といった文脈でも大きな意味をもつと思われる。

1. 事実関係

- (1) 1964年ロイ・オービソンとウィリアム・ディーズは「Oh, Pretty Woman」というロックバラードを作曲し、著作権を本件の原告であるAcuff-Rose Music, Inc.に譲渡した。1989年、被告のルーサー R. キャンベルがラップ版「Pretty Woman」を作り、他の3名の被告からなるグループ「2 Live Crew」はそのCD等を発表した。この発表の前であったか後であったかは原被告間で争いがあるが、被告らのマネージャーは原告と著作者にロイヤルティーを払う申し込みをしたが断られたので、無許諾のまま発表した。CD等には「Pretty Woman」の作者をオービソンとディーズ、発行者を原

告と表示していた。CD等は1年間で25万枚を売った。

(ここで多少のうんちくを披露すると、原告の「Oh, Pretty Woman」は、オービソンの歌で1964年大ヒットし、ビルボード誌のヒットチャートで3週間トップの座をしめた。ちなみに同年同チャートでトップに立った曲としては、ビートルズの「抱きしめたい」「シーラブズユー」など6曲、ボビー・ヴィントンの「ミスターロンリー」、アニマルズの「朝日のあたる家」、サッチモの「ハロドリ」などがある。また「Oh, Pretty Woman」はヴァンヘーレンによってリバイバルヒットしたし、1990年にはリチャード・ギアとジュリア・ロバーツの主演で映画化され大ヒットした。)

- (2) 原告の「Oh, Pretty Woman」も被告の「Pretty Woman」も詞と曲とからなるが、曲は出だしのベース・リフが同じであるが、次第にラップ調を増し原曲と離れてゆく。詞は最初の1行が同一、また1番の「Pretty woman」がくり返される部分は同じ。2番以降は「Big hairy woman」「Bald headed woman」などと変化する(両作品の詞は判決文に全文引用されている)。

2. 争点と経過

(1) フェアユースの抗弁

本件では、1審から最高裁まで、米国著作権法107条の成否が問題となった。同条の訳をあげておく。

第107条 (排他的権利の制限—フェアユース)

第106条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、授業(教室における使用のための多数の複製を含む。)、研究、調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユース(複製物又はレコードへの複製その他第106条に明記する手段によるフェアユースを含む。)は、著作権侵害とならない。特定の場合に著作物の利用がフェアユースとなるかどうかを判定する場合には、次の要素を考慮すべきものとする。

- (1) 利用の目的及び性格(利用が商業的であるか利益目的でない教育目的であるか、の別を含む。)
 - (2) 著作物の性質
 - (3) 原著作物全体との関連で、利用された部分の量及び実質性
 - (4) 利用が原著作物の潜在的市場又は価値に及ぼす影響
- (2) 1審のテネシー州中部地区地方裁判所はフェアユースの抗弁を認めるサマリージャジメントを出し(被告勝訴)、2審の第6巡回区控訴裁判所は逆転して原告勝訴、最高裁は再逆転して破棄差し戻した。高裁判断は、ソニー対ユニバーサル最高裁判決(ソニーの家庭用ビデオデッキの販売がユーザーのコピーにつき間接侵害になるかが争われたが、5対4の僅差で最高裁はフェアユースを認めソニーが勝訴した)の判示にしたがって、商業的利用は不公正(アンフェア)が推認されるとし、前記107条の第1、第4の要素が欠けるとした。

3. 最高裁の判断

最高裁は全員一致で（補足意見あり）高裁判決を覆した。以下判旨を要約する。

(1) フェアユースの一般論

著作権法の揺籃期から、著作物の公正な利用（フェアユース）となる場合があることは、憲法第 I 編第 8 条第 8 項に規定する「学術と有用な技術の発展を促進する」という著作権法の目的そのものを実現するために必要であると考えられてきた。厳格な意味で新しくオリジナルな作品はなく、どの本も既知、既用のものを多く利用するものである。著作権の保護の一方、学術に手かせをかけてはならない。 [原文 5 頁]

フェアユースは1976年著作権法に明記されるまで判例法として認められてきた。 [6 頁]

同法 107 条は判例法に変更を加えるものではない。フェアユースの法理は、「著作権法の硬直的な適用は、時に、法が育てようとする創作性そのものを窒息させるものであるから裁判所がこれを避けようようにするものである。

フェアユースの判断は、明確な線引きのできるものではなく、ケースバイケースの分析が必要である。107 条の本文の例は限定的ではなく、四つの要素も互いに分離されるものではない。著作権の目的に照らして四つとも一緒に検討されねばならない。 [7-8 頁]

(2) 107 条の各要素の検討

A. 利用の目的及び性格（利用が商業的であるか利益目的でない教育目的であるか、の別を含む）

「新作品が単に原創作物の目的にとってかわるだけのものであるか、新しい表現、意味又はメッセージに変えることにより、さらなる目的若しくは別の性格をもって何か新しいものを加えるものであるか、を探究するものである。換言すれば、新作品が変形的（transformative）であるか否かを尋ねる。…新作品が変形的であるほど、商業性など他の要素の重要性は少なくなる。」

「見かけ上面白味の少ない [他の] 批評形式と同様、パロディーも先行作に光をあて、また過程において新作品を作ることにより社会的利益を提供しうる。」 [9 頁]

「パロディーはその目的を達成するには原作品を模倣する必要がある、犠牲者の想像力の成果を利用することに一定の権利をもつ。風刺が自分の足の上に立ちうるのに対し、パロディーは借りるという行為の正当化を要求する。」

「被告の歌の批評的要素を見つけるのに当審は高裁ほど困難を覚えない。…パロディーの趣味が良いか悪いかはフェアユースと関係すべきではない。ホームズ判事が言ったように、法学教育しか受けなかった者が作品価値の最終判断者になることは危険な企てである。」

「当審は本件のパロディー要素に高い地位を与えないかもしれないが、被告の歌が一定程度原作品を注釈又は批判していることは合理的に認識できるというのが正当と考える。」

（2 審はソニー判決から、商業的利用は公正でないことを推認させるというが）

「もし、本当に商業性が公正性の認定を否定する推認力を有するのであれば、

この推認は107条本文に列挙された使用（時事報道、注釈、批判、教育、学問、研究を含む）のほとんど全てを飲み込んでしまうことになる。この国においては、これらの行為は一般に利益目的で行われているからである。」

ソニー判決も他の要素と合わせて考えるものとしており、高裁がその一文だけ強調してパーセイ（当然）ルールとしているのはソニー判決自体に反するものである。

B. 著作物の性質

著作物の種類、性質によりフェアユースになり易いものと否とがある。オービソンの作品が著作権法で保護されることは確かだが、フェアユースになるか否かを区別するのに役立たない。パロディーはほとんど常に公衆に知られた表現作品をコピーするものだからである。

C. 原著作物全体との関係で、利用された部分の量及び実質性

「パロディーの面白さは、又はともかくその注釈は、必然的に、ゆがめた模倣を通してその対象物をそれとわかるようにほのめかすところから生ずる。パロディーのわざは、知られた原作品とそのパロディー的双生児との間の緊張の中にある。パロディーが特定の原作品にねらいをつけるとき、そのパロディーは少なくとも批判的ウィットの目的がわかるに十分なだけ原作品を彷彿させるものでなければならない。」

[18頁]

「パロディーでは〔原作品〕の顕著な特徴の幾分かを使うことは避けえない。」

本件において、「出だしのリフと第1行を取り出すことは原作品の『核心』に及ぶものとしても、この『核心』はパロディー目的のために原曲をもっとも容易に彷彿させるものでもある。そして、それはパロディーがねらいをつける核心でもある。」

楽曲について、過剰なコピーであったかどうかは再評価のため差し戻す。

D. 利用が原著作物の潜在的市場又は価値に及ぼす影響

原作品そのものだけでなく二次的著作物の市場（本件ではラップ音楽）への害も考慮しなければならない。

本件のように、後続の利用が変形的な場合には、市場における代替は少なくとも確かさに乏しく、市場の害はそう簡単には推認されない。パロディーと原作品は、通常、別の市場機能を提供するものである。パロディーの批判力により原作の市場が害されることは許されるが、市場を横どりすることは許されない。

潜在的な二次的著作物市場は原作品の創作者が一般に開発するか第三者に開発をライセンスするだろうものに限られる。創作者が批判的レビューにライセンスすることはまずないことである。原曲のラップ版市場が害されたという証拠はない。

- (3) 原審が商業的利用により不公正が推認されるとしたこと、過度にコピーしたと認定したことは誤りである。よって、破棄し、本判決にそってさらなる審理をするよう差し戻す。

4. コメント

- (1) 著作権法の法目的を熟慮した立派な判決である。ファイト判決（S L N26号）に次いで、米最高裁が積極的に著作権判例を指導してゆこうとの姿勢がうかがわれる。
- (2) 米判例は長い間、「額に汗」論など経済性重視の傾向が強かったが、ファイト判決や本判決はその行きすぎをおさえようとしているように思われる。
- (3) フェアユースの判断要素においても、商業目的（1号）や潜在的市場への影響（4号）など経済的観点が盛り込まれているが、本判決は現代社会において諸活動は一般に利益目的であるとし、利益目的だから不公正が推認されるという考えをとらなかった。経済性の観点の意義を相当後退させたものといえよう。

本判決はソニー判決を擁護しているが、本判決の考えは、ソニー判決より一層経済性の観点を縮小したと考える。

- (4) わが法は米国法107条のような一般的フェアユースの規定をもたない。一般的フェアユースの規定は、本判決のいう通り著作権法の硬直した適用による不都合を回避する効力をもつ。フェアユース規定の必要性はリバース・エンジニアリング（RE）の問題に限られず、現在様々な場面で生じている。著作権法の目的は著作権者又はその団体の利益のみを保護するということではなく、文化の発展にある。諸利益の弾力的な調整を達成するために、フェアユース規定は必要と考える。REの問題についても、日本が米国法と同旨の規定をもつことを、米国が反対することはできないだろう。
- (5) パロディーに関し、わが国の最高裁はマッドアマンノ事件（最判55-3-28 最新判例集Ⅱの2、1459頁）において、原作品における本質的な特徴自体を感得させる場合は人格権侵害になる（正当なパロディーにならない）という判断を示した。しかし、パロディーは原作品を彷彿させなければ成立しないのであるから、この判決では特定作品を対象とするパロディーは全く圧殺されることになる。わが国の裁判所も、文化の豊饒ということにもっと意を用いるべきだと思われる。パロディーは批判の一形式として法的に認知されるのは当然であり、著作権法及びこれを適用する裁判所は文化のために謙抑的でなければならないと考える。その際、まじめな批判だけが正当なパロディーだとすることはばかっている。パロディーは楽しくなければならない。また、パロディーの多くは批判的な「毒」を含むものであるから、原作者の人格権を余りに尊重すべきではない。下手なパロディーやいやしいパロディーは（法的にではなく）社会的に淘汰されていくものであり、それで十分だと考える。（ついでながら、米国法には人格権の規定がないけれども著作権法以外の法律で人格権は同様に保護されている、などと言われることもあるが、人格権違反の主張は本件では全くなされていないことに留意しておきたい。人格権を強く認めれば、パロディーの大部分は存在しえない。）

(了)

